

週二回(火、金)定期発行  
必要に応じ号外発行

# 公報

第五十四号

一九六九年

七月八日

## 目次

### 規則

○通商産業局組織規則の一部を改正する規則(規則第八十四号)

### 告示

○所屬未定地を石垣市の区域に編入することについて(告示第三百三十三号)

○琉球工業研究指導所依頼試験及び分析等に関する規程(告示第三百四号)

### 訓令

○那覇商港港務所職員の被服及び貸与規程の一部を改正する訓令(訓令第二十四号)

### 農林局事項

○植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱(農林局訓令第六号)

### 警察局事項

○道路交通法に基づく行政処分について(警察局告示第四十二号)  
○風俗営業等取締法に基づく行政処分について(警察局告示第四十三号)

### 会計検査院事項

○会計検査院審査規則(会計検査院規則第五号)

### 人事委員会事項

○琉球政府公務員昇任試験の施行について(人事委員会告示第一号・第二号)

### 公告

○外国保険事業者に関する行政処分について  
○道路位置の指定について  
○失踪に関する届出の催告  
○押取物還付公告  
○琉球政府公務員採用臨時上級試験公告

## 規則

### 規則第八十四号

通商産業局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六九年七月八日

行政主席 屋良朝苗

### 通商産業局組織規則の一部を改正する規則

通商産業局組織規則(一九六五年規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第七十六条の二第三項及び第八十六条の三第二項中「監督」を削る。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 告示第三〇三号

市町村自治法(一九五三年立法第一号)第三条第一項の規定により次の所屬未定地を石垣市の区域に編入する。

一九六九年七月八日

行政主席 屋良朝苗

石垣市字新川南地先公有水面埋立地二八三、一九二・六六平方メートル(八五、六六五・七八坪)

### 告示第三百四号

琉球工業研究指導所依頼試験及び分析等に関する規程を次のように定める。

一九六九年七月八日

行政主席 屋良朝苗

### 琉球工業研究指導所依頼試験及び分析等に関する規程

第一条 琉球工業研究指導所(以下「工研」という。)に対する試験、分析

鑑定、研究、試作又は加工(以下「依頼試験等」という。)の依頼については、この規程の定めるところによる。

2 工研に依頼試験等を行うとするものは、別表一別表二又は別表三に定める手数料を琉球工業研究指導所長(以下「所長」という。)に納付しなければならない。ただし、所長は、営利を伴わず、かつ、琉球工業の振興に有益であると認められるときは、通商産業局長の承認を得て、手数料を免除することができる。

3 所長は、手数料をあらかじめ定め難いときは、後納させることができる。

第二条 前条に規定する手数料は、収入印紙を依頼書または複本請求書にほりつけて納めるものとする。

2 一たん納付した前項の手料は、返還しない。ただし、所長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第三条 工研に依頼試験等を行うとするものは、第一号様式又は第二号様式による依頼書に供試品を添えて、所長に申し込まなければならない。

2 前項の依頼書は、一件ごとに提出しなければならない。

3 供試品の数量は、依頼試験等に十分な数量とし、所長が必要と認めるときは、再提出させ又は採取方法を提示することができる。

4 製造工程その他研究を依頼しようとする場合は、これに必要な原料及び器材等はすべて依頼者の負担とするものとする。

第四条 依頼試験等に応ずるものは、工業製品及びその原料その他工業に關係あるものとする。

第五条 次の各号の一に該当するときは、依頼試験等に応じないことができる。

一 依頼試験等の必要がないと認められたとき。

二 工研の業務その他の理由により所長が適当でないと思つたとき。

第六条 供試品は、次の各号の場合を除くほか返還しない。

一 依頼試験等に応じないものについては、その旨の通知があつた日から二週間以内に返還請求があつたとき。

二 依頼者が、依頼書に記載して返還を求め、かつ、所長が返還を適当と認めたととき。

2 供試品の返還に必要な経費は、依頼者が負担しなければならない。

第七条 依頼者は、試験結果に対し不備もしくは疑問があるときは、依頼試験等成績書を受領後三十日以内に異議を申し出ることができる。

2 前項の場合、再試験を要するときは、所長は、その手数料を免除することができる。

第八条 天災地変その他やむを得ない理由により、依頼試験中の供試品に損害を生じたときは、依頼者はその損害に対し、賠償を請求することはできない。

第九条 依頼試験等成績書(第三号様式)は、所長が交付する。

2 前項の依頼試験等成績書の複本を必要とするものは、第四号様式による複本請求書を所長に提出するものとする。ただし、第三条第一項の依頼書に併記することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表1

依頼試験手数料

依頼試験の種類	単 位	手 料	備 考
1 定 性 分 析	毎1成分	0.40	
2 定 量 分 析	毎1成分	0.60	比較的簡単に定量可能なもの
(1) 糖質なもの	"	0.80	一般的な定量分析
(2) 一般的なもの	"	1.00	(1)(2)以外で特殊な分析法を採る
(3) 特殊なもの	"	1.00	
機 器 分 析			
1 ガスクロマトグラフによる分析			
(1) ガスクロマトグラム	毎1試料	0.60	
(a) 100°C以下	"	0.70	
(b) 100°C以上			
(c) 定性分析	毎1試料	1.00	
(a) 100°C以下			
(b) 100°C以上		1.20	





木材強弱試験			
1	引張試験	1	点
2	曲げ試験	"	0.80
3	圧縮試験	"	0.80
4	剪断試験	"	0.80
5	割裂試験	"	0.80
6	硬度試験	"	0.80
接着力試験			
1	常態試験	1	点
2	耐火試験	"	0.60
3	合板常態試験	"	0.60
含水率測定			
1	含水率	1	点

複本手数料は1通につき30セントとする。

別表3

依頼研究手数料

依頼研究を行なう場合の手数料は、その都道府県産業局長の承認を得て所長が定める。

第1号様式 (B5用紙)

( ) 依頼者

収入印紙

貼付した収入印紙の額

琉球工業研究所長殿

- 品名及び数量
  - 産地又は製造地及び製造者
  - 依頼事項
  - 現品の返還の要否
  - 成績の複本を請求する場合はその種類及び数量
  - その他必要事項
- 上記のとおり を依頼します。

年 月 日

依頼者 住所 (電話番号)

氏名または名称

印

第2号様式 (B5用紙)

研 究 依 頼 書

年 月 日

琉球工業研究指導所長殿

申請者 住 所  
氏 名 (名称および代表者氏名) 印

下記のとおり研究を依頼します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究目的
- 3 研究内容
- 4 研究実施期間についての希望
- 5 研究用資材および設備の提供についての希望

第3号様式 (B5用紙)

第 号

( ) 成 績 書

依頼者 住所  
氏名または名称

品名および数量

19 年 月 日をもって依頼者から当所に提出した上記現品の  
( ) の結果は次のとおりである。

19 年 月 日

琉球工業研究指導所長

印

第4号様式（B5用紙）

収入印紙

てん付した収入印紙の額

（ ） 様 本 請 求 書

琉球工業研究指導所長殿

番号（ ） 成績書

上記のとおり様本 通を請求します。

年 月 日

請求者 住所（電話番号）

氏名または名称

印

訓 令

訓令第二十四号

那覇商港港務所職員の被服及び貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

一九六九年七月八日

行政主席 屋良朝苗

那覇商港港務所職員の被服及び貸与規程の一部を改正する訓令

を次のように改正する。

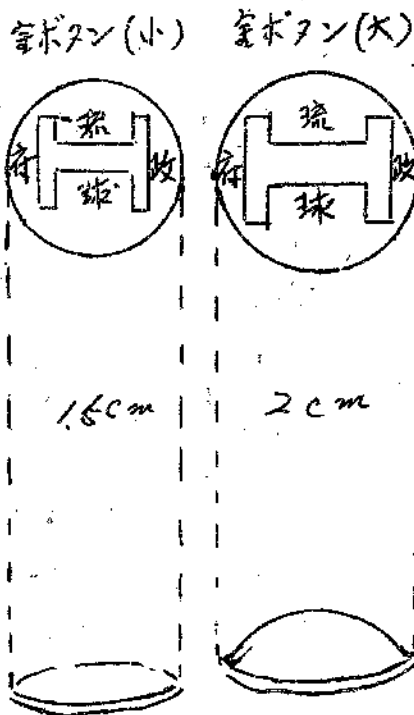
別表中

冬 上 衣		地 質
制 式		
女	男	
折えり式とし、左上部及び下部両側にポケットをつけ、三個の金ボタン（大）を一行につける。左右袖には各三個の金ボタン（小）をつける。	折えり式とし、左上部及び下部両側にポケットをつけ、三個の金ボタン（大）を一行につける。左右袖には各三個の金ボタン（小）をつける。	黒のウールステッドギャバジン
折えり式とし、左上部及び下部両側に各三個のボタンを二行につける。左上部に一個、左右下部に各一個の物入をつけ、下部の物入には蓋をつける。	折えり式とし、左上部及び下部両側に各三個のボタンを二行につける。左上部に一個、左右下部に各一個の物入をつけ、下部の物入には蓋をつける。	黒のウールステッドギャバジン

夏トカス夏			夏トカス夏			夏トカス夏			夏トカス夏		
制式		地質	制式		地質	制式		地質	制式		地質
女	男		女	男		女	男		女	男	
冬スカート の制式に同じ	冬ズボンの 制式に同じ	カーキ色のテ ترونウール、 トロピカル生 地	冬スカート の制式に同じ	冬ズボンの 制式に同じ	夏上衣の地質 に同じ	冬上衣の制式 に同じ	冬上衣の制式 に同じ	黒のテトロン ウールポーラ生 地	冬上衣の制式 に同じ	冬上衣の制式 に同じ	鉄錆色及びそ れに類似する色 の化学繊維の混 紡織物
に			を			に			を		

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則



別表の男子職員の上衣の図の次に次のように加える。

改める。

夏略上			夏略上		
制式		地質	制式		地質
女	男		女	男	
開きん型半そで式とし、前面中央を開き、四個の金ボタン(小)をつける。左右上部に一個の物入をつける。物入には蓋をつけ、一個の金ボタン(小)で留める。形状は図のとおり。	開きん型半そで式とし、前面中央を開き、四個の金ボタン(小)をつける。左右上部に一個の物入をつける。物入には蓋をつけ、一個の金ボタン(小)で留める。形状は図のとおり。	白のテトロン	開きん型半そで式とし、前面中央を開き、四個の金ボタン(小)をつける。左右上部に一個の物入をつける。物入には蓋をつけ、一個の金ボタン(小)で留める。形状は図のとおり。	開きん型半そで式とし、前面中央を開き、四個の金ボタン(小)をつける。左右上部に一個の物入をつける。物入には蓋をつけ、一個の金ボタン(小)で留める。形状は図のとおり。	白のテトロン

に を

農 林 局 事 項

農林局訓令第六号

植物検疫くん蒸における人身事故及び公害を未然に防止するため植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱を次のように定める。

一九六九年七月八日

農林局長 翁 長 林 正

植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱

第一 サイロくん蒸における危害防止対策

一 くん蒸を認める場合の条件

当該くん蒸を実施するサイロは植物防疫所長が指定するサイロであつて、かつ、次の各条件に適合すると植物防疫所長の認める者により当該くん蒸が実施されること。

- (1) 農薬取締法第十六条の規定に基づき行政主席に防除業者として届出を行なっている者または輸入業者若しくは管理者であること。
  - (2) 検疫くん蒸について十分な経験と技術を有する者であること。
  - (3) 二名以上で作業班を編成している者であること。
  - (4) ガス検定器、防毒マスク、救急薬品等のくん蒸器材および救急器材が十分整備されている者であること。
  - (5) 作業主任者としてサイロくん蒸について十分な経験を有し、かつ、植物防疫所の危害防止に関する講習会の受講者であつて、受講効果の十分あつたと認められる者を任命していること。
  - (6) 植物防疫所長の指示する危害防止対策およびくん蒸技術に関する調査を実施できる体制の整備されている者であること。
- 二 くん蒸作業に係る措置
- くん蒸を実施する場合には次に掲げる事項を完全に実施すること。
- なお、各事項末尾の「」内は当該注意事項遵守についての責任者とする。
- (1) くん蒸前
    - ア くん蒸実施方法、ガスの特性、中毒症状、緊急事態発生の際の措置(応急手当、医師への連絡等)等危害防止上必要な事項をあらかじめ

くん蒸施設の所有者(管理者を含む。以下同じ)および荷役業者等に十分説明しておくこと。「防除業者または輸入者もしくは管理者であつて、当該くん蒸を実施する者、以下(くん蒸者)という。」

くん蒸作業は、作業主任者の指揮監督のもとに行なわせること。

〔くん蒸者〕

ウ あらかじめサイロの管理者、荷役業者および作業主任者の間で投薬、時刻、開放時刻および荷役開始可能時刻の相互間の連絡方法について協議すること。「作業主任者」

エ サイロ内および投薬場所の周囲にくん蒸者以外の者がいないことを確認すること。「作業主任者」

オ 人の出入するおそれのある箇所には「くん蒸実施中、立入禁止」の朱書の表示をすること。「作業主任者」

カ 開孔部の完全密閉とその確認を行なうこと。「作業主任者」

キ くん蒸器材および救急器材の点検を行なうこと。「作業主任者」

ク ガス循環装置その他くん蒸施設の点検を行なうこと。「くん蒸施設の所有者および作業主任者」

ク くん蒸中

ア くん蒸実施者は、必ず防毒マスクを着用し投薬前後の人数を確認すること。「作業主任者」

イ 投薬後は、ガスもれの有無を綿密に点検し、ガスもれを認めた場合は速やかに防止措置を確実に講ずること。「作業主任者」

ウ くん蒸中ガスの漏洩点検を定期的に行なうこと。「くん蒸施設の所有者」

(3) ガス開放時

ア 周囲に有毒ガス排出されることをサイロおよび荷役の関係者等に知らせるとともに超限度以上のガスが拡散される可能性のある範囲については、立入を禁止しその旨を表示すること。「作業主任者およびくん蒸施設の所有者」

イ 風向、人家の有無および周囲における作業の状況等を考慮し安全を確認して開放すること。「作業主任者およびくん蒸施設の所有者」

ウ 開放作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用すること。「作業主任者およびくん蒸施設の所有者」

0064



(4) 開放後

ア 投葉後のガス容器は、残存ガスの危険のないことを確認して必ず安全処理すること。〔作業主任者〕

イ 荷役作業の開始に先立って、作業場所のすみずみに至るまでガス濃度が恕限度以下であることを確認すること。〔くん蒸施設の所有者および作業主任者〕

ウ 「くん蒸実施中立入禁止」の表示は、開放後安全が確認され次第必ず撤去すること。〔くん蒸施設の所有者〕

第二 倉庫くん蒸における危害防止対策

第一のサイロにおける危害防止対策を準用するものとし、さらに次の点に注意すること。

一 くん蒸を実施する倉庫は、植物防疫所長が指定する倉庫であって次に掲げる条件に適合していること。

(1) 当該倉庫と学校病院住宅との距離が三メートル以上または、ガス排出装置のない倉庫であってガスを排出する場所と学校、病院、住宅等との距離が十五メートル以上のこと。

(2) 庫内にガス攪拌装置のあるものは、防爆または耐爆性のものであること。

(3) 青酸ガス倉庫くん蒸を実施する倉庫は、前記(1)および(2)のほか、原則として外部より投葉できる装置および除毒装置があること。

二 青酸ガスくん蒸を実施する場合には、次に掲げる事項に注意すること。なお、各事項末尾の「」内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

(1) くん蒸実施者は、長袖作業衣の着用等により皮膚の露出部分をできるだけ限り少なくすること。〔作業主任者〕

(2) 投葉直後から開放後安全が確認されるまでの間、監視員を配置して第三者の立入りを禁止すること。〔くん蒸者荷役業者および施設の所有者〕

(3) 青酸ガス用防毒マスク(面体は全面型に限る)を使用すること。〔くん蒸者荷役業者および施設の所有者〕

第三 木材天幕くん蒸に関する危害防止対策

一 くん蒸を認める場合の条件

木材天幕くん蒸は、次に掲げる条件をすべて満たしている場合にのみ許可するものとする。

(1) 当該くん蒸が行なわれる場所は指定港(植物防疫法施行規則第九条に

掲げる港をいう。)または植物防疫所長が認めた港域外の場所であつて民家、学校、病院、公共道路から十五メートル以上離れており、かつ、第三者の立入りを阻止する柵、鉄条などで囲まれていること。

(2) 次の各条件に適合すると植物防疫所長の認める者により当該くん蒸が実施されること。

ア 農薬取締法第十六条の規定に基づき行政主席に防除業者として届出を行なっている者、または、輸入業者若しくは管理者であること。

イ 検疫くん蒸についての十分な経験と技術を有する者であること。

ウ 二名以上で作業班を編成している者であること。

エ ガス検定器、防毒マスク、天幕、救急薬品等のくん蒸器材および救急器材が整備されている者であること。

オ 作業主任者として、木材天幕くん蒸についての十分な経験を有し、かつ、植物防疫所の危害防止に関する講習会の受講者であつて受講効果の十分があつたと認められる者を任命していること。

カ 投葉直後から開放後安全が確認されるまでの間、監視員を配置して第三者の立入りを禁止する体制の整備されている者であること。

キ 植物防疫所長の指示する危害防止対策およびくん蒸技術に関する調査を実施できる体制が整備されている者であること。

二 くん蒸作業に係る措置

くん蒸を実施する場合には、以下に掲げる事項を完全に実施すること。なお各事項末尾の「」内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

(1) くん蒸前

ア くん蒸の実施方法、ガスの特性、中毒症状、緊急事態発生の際の措置(危害手当、医師への連絡等)等危害防止上必要な事項をあらかじめくん蒸場所の所有者(管理者を含む。以下同じ。)荷役業者等に十分説明しておくこと。〔くん蒸者〕

イ 作業主任者を定め、その指揮監督のもとに作業を行なわせること。〔くん蒸者〕

ウ 投葉時刻、開放時刻および荷役開始可能時刻の相互間の連絡方法について、あらかじめくん蒸場所の管理者、荷役業者および作業主任者の間で協議すること。〔くん蒸者〕

エ くん蒸場所の周囲にくん蒸実施者以外の者がいないことを確認する

こと(作業主任者)

オ 天幕には「くん蒸実施中、立入禁止」の朱書表示を少なくとも四方所(四面)に行ない周囲にはなわ張りをすること。なお夜間は点滅標示燈をつけること。〔くん蒸者〕

(2) くん蒸中

ア くん蒸実施者は必ず防毒マスクを着用し投棄前後の人数を確認すること。〔作業主任者〕

イ 投棄は天幕の外部から行ない、また投棄後のガス容器は、残存ガスの危険のないことを確認して必ず安全に処理すること。〔作業主任者〕

ウ 投棄後は、天幕の破損および天幕の裾部からのガス漏洩の有無を点検し、ガスもれを認めた場合は、速かに防止措置を確実に講ずること。〔作業主任者〕

(3) ガス開放時

ア 周囲に有毒ガスが排出されることをくん蒸場所の管理者および荷役の関係者等に知らせるとともに忍限度以上のガスが拡散される可能性のある範囲については立入りを禁止し、その旨を表示すること。〔作業主任者〕

イ 風向、人家の有無および周囲における作業状況等を考慮し、安全を確認して開放すること、なお、通常は四隅の裾をあげガス濃度を低めてから全部を開放するよう注意すること。〔作業主任者〕

ウ 開放実施者は、必ず防毒マスクを着用すること。〔作業主任者〕

(4) 開放後

ア ガス濃度が忍限度以下になったことを確認した後、荷役作業を行なわせること。〔くん蒸者〕

イ 「くん蒸実施中、立入禁止」の表示および「なわ張り」は開放後安全が確認され次第必ず撤去すること。〔くん蒸者〕

警察局事項

警察局告示第四十二号

道路交通法第九十七条の規定による行政処分について、同法第九十八条に基づき公開による聴聞を次のとおり行なう。

一九六九年七月八日

警察局長 新垣 淑重

記

一 期日 一九六九年七月二十四日 午後二時

二 場所 那覇市西新町三の七九の一 警察本部交通部運転免許課

三 被聴聞者住所、氏名

美里村字宮里六四

仲 真 良 勝

那覇市字繁多川三二七

宮 城 康 武

金武村字金武四三〇八の二

国 仲 豊 一

浦添村字城間二二三四

玉 城 勇

那覇市字識名六五一の二

山 田 力

本部町字伊豆味二一一二

奥 原 茂 明

警察局告示第四十三号

風俗営業等取締法第四条および第四条の二の規定による行政処分について、同法第五条に基づき公開による聴聞を次のとおり行なう。

一九六九年七月八日

警察局長 新垣 淑重

記

一 日時 一九六九年七月十八日 午後一時三十分開始

二 場所 那覇市美栄橋町一の一 警察本部保安部長室

三 被聴聞者の住所、氏名

嘉手納村字嘉手納四六四番地

為 幸 夫

那覇市上之蔵町二の六九番地の二

比 嘉 幸 子

那覇市牧志町二の一六番地

宇根 良正

コザ市字諸見里一二一三番地

内間 由子

コザ市字諸見里七八六番地

津嘉山 正恒

那覇市若狭町一の一四四番地

比嘉 春子

那覇市前島町一の五番地

山入端 博

那覇市字田原二二五番地の一八

上原 トシ子

会計検査院事項

会計検査院規則第五号

会計検査院法(一九五三年立法第三十二号)第三十六条の規定に基づき、会計検査院審査規則を次のとおり定める。  
一九六九年七月八日

会計検査院長 玉盛 隆起

会計検査院審査規則

第一条 会計検査院法第三十三条の規定により、会計事務を処理する職員は、会計検査院の取扱いに關し、利害關係人が行う審査の要求に關する取扱は、この規則の定めるところによる。

第二条 審査を要求しようとする者は、その要求の要点、理由、訴訟の提起又は審査請求その他の不服申立ての有無及び要求者の職業、住所、年令を記載した審査要求書に記名捺印し、証拠書類を添え、これを会計検査院に提出しなければならない。

前項の要求書には第六条の規定に該当しないことを明らかにしなければならない。

審査要求書は、正副二通を提出しなければならない。

多数の者が共同して審査を要求する場合には、そのうちから、三人以内の

総代人を選び、これに委任しなければならない。

第二条の二 審査要求書は、主務官庁その他の責任者を經由して提出することができる。

前項の場合には、主務官庁その他の責任者は、直ちに、審査要求書の正本を会計検査院に送付しなければならない。

第三条 会計検査院は、審査の要求を受理し又は受理しないと決定したときは、直ちに、その旨を審査要求者及び主務官庁その他の責任者に通知する。

会計検査院は、審査の要求を受理すると決定したときは、審査要求書の副本を主務官庁その他の責任者に送付する。

会計検査院から審査の要求を受理する旨の通知を受けたときは、主務官庁その他の責任者は、当該審査の要求の内容を調査し、これに対する意見書を会計検査院に提出しなければならない。

第四条 審査は、文書についてこれを行なう。  
会計検査院は、必要に応じ審査要求者又は關係者の口頭説明を求め若しくは実地につき、調査する。

第五条 会計検査院は、審査の結果是正を要するものと判定したときは、主務官庁その他の責任者に対し、審査判定書を発するとともに、その旨を審査要求者に通知する。

会計検査院は、審査の結果是正を要しないものと判定したときは、その旨を第三条第一項の關係者に通知する。

第六条 利害關係人は、会計事務を処理する職員は、会計検査院の取扱いの日から五年を経過したときは、審査の要求をすることができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院規則

人事院規則(人事院法第一号)第五十二条の規定に基づき、人事院が人事院規則を公布し、これを施行する。

1969年7月1日

人事院 人事院長

1 試験対象職級 5 級警察職、6 級警察職	2 受験資格 (1) 5 級警察職 6 級警察職 (巡查部長) に引き続き2年以上勤務している者 (2) 6 級警察職 7 級警察職 (巡查) に引き続き2年以上 (初任科教養期間を除く) 勤務している者 ※ 勤務期間計算の方法 勤務期間の計算は、1989年7月1日現在とし、1ヶ月未満は1ヶ月として計算する。		
3 第1次試験 (1) 試験の方法 教養試験および専門試験 ア 教養試験 5 級警察職、6 級警察職に在職する初級幹部警察官として必要な一般教養および能力について択一式による筆記試験を行なう。 イ 専門試験 憲法、刑法、行政法、刑事訴訟法、刑事警察、保安警察、警察法警務、鑑識の8科目について記述式または択一式による筆記試験 (2) 試験日時および試験地、試験場、区域区分 ア 試験日時	8 月 30 日 (土)	8 月 31 日 (日)	
時 間	試験科目	時 間	試験科目
午前8時40分~10:00 10時30分~正午	憲 法 行 政 法 教 養 法	午前8時40分~10:10 10時20分~11:50	刑 事 訴 訟 法 刑 事 警 察 保 安 警 察
午後 1 時~3:00 3 時 20~4:50	刑 法 刑 法	午後 1 時~2:30 2 時40分~4:10 4 時20分~5:50	保 安 警 察 警 察 法 警 務 職
※ 受験者入館 午前8時20分、午後12時30分			

1 試験地・試験場・区域区分

試験地	試験場	区 域 区 分
那 珂 県 那 珂 市 八 重 山	警 察 学 校 警 察 署 古 古 警 察 署 八 重 山 警 察 署	警 察 本 部、那 珂 県、糸 満、与 那 原 各 警 察 署 管 内 コ ザ、石 川、普 天 間、嘉 手 納 各 警 察 署 管 内 名 護、渡 久 地 各 警 察 署 管 内 宮 古 警 察 署 管 内 八 重 山 警 察 署 管 内

- 4 第1次合格者の発表  
9月下旬に人事委員会、警察本部に掲示するほか、合格者に通知する。
- 5 第2次試験  
(1) 試験の方法  
第1次試験合格者に対して、口述試験および術科試験を行なう。  
ア 口述試験  
主として担当職務を通じての物の考え方、指導性、適応性等について評価します。  
イ 術科試験  
点検服検および武道 (柔道、剣道のうち1科目選択) について評価します。
- (2) 第2次試験日  
10月上旬
- 6 身上調査  
勤務状況等について調査します。
- 7 最終合格者の発表  
第1次試験、第2次試験、身上調査の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定する。最終合格者は10月下旬に人事委員会および警察本部に掲示するほか、合格者に通知する。
- 8 受験手続等  
(1) 申込手続  
受験希望者は警察本部警務課および各警察署から申込用紙の交付を受け

必要事項を記入し、写実1葉を貼付して、7月21日までに警察本部警務課へ提出してください。

- (2) 受験番号の通知  
受験番号は人事委員会受検票に記入のうえ通知します。
- (3) 試験に関する問合せ  
試験に関する問合せ等は、人事委員公事務局または警察本部警務課へしてください。

人事委員会告示第2号

琉球政府公務員法第5条第1項第5号の規定に基づき、琉球政府公務員昇任試験を次のとおり施行する。

1969年7月1日

琉球政府人事委員会

- 1 試験対象職級  
4級きよう正職、5級きよう正職
- 2 受験資格  
(1) 4級きよう正職  
5級きよう正職(看守部長)に引き続き2年以上勤務している者  
(2) 5級きよう正職  
6級きよう正職(看守)に引き続き2年以上(初任科教養期間を除く)勤務している者  
※ 勤務時間計算の方法  
勤務時間の計算は、1969年7月1日現在とし、1ヶ月未満は1ヶ月として計算する。
- 3 第1次試験  
(1) 試験の方法  
教養試験および専門試験  
ア 教養試験  
4級きよう正職、5級きよう正職に在職する初級幹部候補官として必要な一般教養および能力について択一式による筆記試験を行なう。  
イ 専門試験  
憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、行刑法の5科目についての記述式または択一式による筆記試験

(3) 試験日時および試験地・試験場

8月30日(土)		8月31日(日)	
時 間	試験科目	時 間	試験科目
午前8時40分～10時10分	憲 法	午前8時40分～10時10分	刑 法
10時30分～正午	行 政 法	10時20分～11時50分	刑事訴訟法
午後1時～3時	教 養	午後1時～2時30分	行 刑 法

※ 受験者入室 午前8時20分 午後12時30分

試験地・試験場

- 那 覇 第一警察学校
- 宮 古 宮古警察署
- 八重山 八重山警察署

- 4 第1次合格者の発表  
9月下旬に人事委員会に提示するほか合格者に通知する。
- 5 第2次試験  
(1) 試験の方法  
第1次試験合格者に対して、口述試験および術科試験を行なう。  
ア 口述試験  
主として、担当職務等を通じての物の考え方、指導性、適応性等について評価します。  
イ 術科試験  
点検操練および武道(柔道、剣道のうち1科目選択)について評価します。
- 6 身上調査  
勤務状況等について調査します。
- 7 第2次試験日  
10月上旬
- 8 最終合格者の発表  
第1次試験、第2次試験、身上調査の結果を総合的に判定し、最終合格者

を決定する。最終合格者は10月下旬に人事委員会に掲示するほか合格者に通知する。

- 6 受験手続等
  - (1) 申込手続  
受験希望者は、各試験所から申込用紙の交付を受け、必要事項を記入し、写真1葉を貼付して、7月15日までに各試験所事務課へ提出してください。
  - (2) 受験番号の通知  
受験番号は人事委員会受検票に記入のうえ、通知します。
  - (3) 試験に関する問合せ  
試験についての問合せ等は人事委員会事務局へしてください。

公 告

外国保険事業者に関する立法第二十三条の規定による行政処分について、同法同条にて準用する保険業法第十二条に基づく公開による聴聞を次のとおり行なう。

一九六九年七月八日  
行政主席 屋良朝苗

- 一 日時 一九六九年七月二十九日
  - 二 場所 那覇市美栄橋一の二 通産局金融検査庁
  - 三 被聴聞者の住所・氏名  
宜野湾市真志喜五一番地  
ザキャピタル インシユランス アンド シュアテイカンパニー
- 建築基準法第三十八条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定をしたから次のとおり公告する。
- 一九六九年七月八日  
行政主席 屋良朝苗
- 一 申請人住所 那覇市下泉町二丁目七番地の一  
氏名 外間 政幸

二 道路位置の指定

市員	延長	関係番地
四・〇〇M	一四八・〇〇M	宜野湾市宇佐真下一〇四、一〇五、一〇六、一〇八、一〇九、一一四
五・〇〇〃	四五五・〇〇〃	一一五、一一六、一一七、一五四、一五九、一六〇
六・〇〇〃	一三六・〇〇〃	一六一、一六三、九三一一
八・〇〇〃	一一二・〇〇〃	九四、九五、九五、四、九五、九六、一〇二、一〇三

建築基準法第三十八条第一項第五号の規定により、一九六九年七月二日指令四号で指定した道路の位置を次のとおり変更する。

一九六九年七月八日  
行政主席 屋良朝苗

一 申請人住所 那覇市下泉町二丁目七番地の一  
氏名 外間 政幸

二 道路位置の変更

市員	延長	関係番地
四・〇〇M	四八・〇〇M	宜野湾市宇志真志五七五、五七七、五七四、五六三、五六四、五六二
五・〇〇〃	四六一・〇〇〃	五六一、五五八、五五九、五五四、五三一、五六五
五・五〇〃	一五五・〇〇〃	五二九、五七三、五六〇、五六七、五七二、五三二、五七一



二 受験資格

次の各号の一に該当する者は、男女の別を問わずこの試験を受験できる。ただし、琉球に本籍を有しない者、琉球政府公務員法第十九条に該当する者および在学中(昼間部)の者は受験できない。

1 一九四五年四月一日以前に生れた者

2 学校教育法に規定する大学(短期大学を除く)の学部を卒業した者

三 第一次試験

1 方法

教養試験および専門試験を行ないます。

ア 教養試験

一般教養および知能について択一式による筆記試験を行ないます。

イ 専門試験

各試験区分に応じた専門分野における基礎的知識、能力、技術等について記述式または択一式による筆記試験を行ないます。

専門試験の出題分野はおおむね「専門試験出題分野一覧表」のとおりであり、試験問題の出題方法は、科目別に行なわず専門試験として総合的に出題します。ただし、法律関係職については各科目別に行ないません。

2 試験日時および試験地・試験場

ア 試験日時

一九六九年八月三十一日(日)

受験者入室 午前九時三〇分

教養試験 午前十時正午

専門試験 午後一時三〇分～午後五時

イ 試験地・試験場

那覇 那覇高等学校

名護 名護高等学校

3 第一次合格者の発表

九月中旬に第一次合格者を発表し、人事委員会に掲示するほか合格者に通知します。

四 第二次試験

1 方法

第一次合格者に対し、口述試験および身体検査を行ないます。

ア 口述試験

主として人物および適応性について評価します。

イ 身体検査

職務遂行に必要な身体的適性を有するかどうかを検査します。

2 試験日および試験地・試験場

ア 試験日

一九六九年十月初旬

イ 試験地・試験場

那覇 人事委員会

宮古 宮古地方庁

八重山 八重山地方庁

五 身上調査

第一次合格者について、受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等についての調査をします。

六 最終合格者の決定および発表

第一次試験、第二次試験および身上調査の結果に基づいて最終合格者を決定し、十月下旬に発表する。

七 採用の方法

合格者は各試験区分ごとの採用候補者名簿に成績順に登録され、各任命権者からの請求に応じて推せんされ、採用者が決定されます。

なお、採用候補者名簿の有効期間は原則として一年間です。

八 給与

この試験に合格し、採用された者の初任給は次表のとおりであり、このほか法令の定めるところにより諸手当が支給されます。

試験区分	初任給
二級一般事務職	九十三ドル
法律関係職	
四級気象職	九十八ドル四〇セント

九 受験手続

1 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、人事委員会事務局、宮古地方庁総務課、八重山地方庁総務課において交付します。

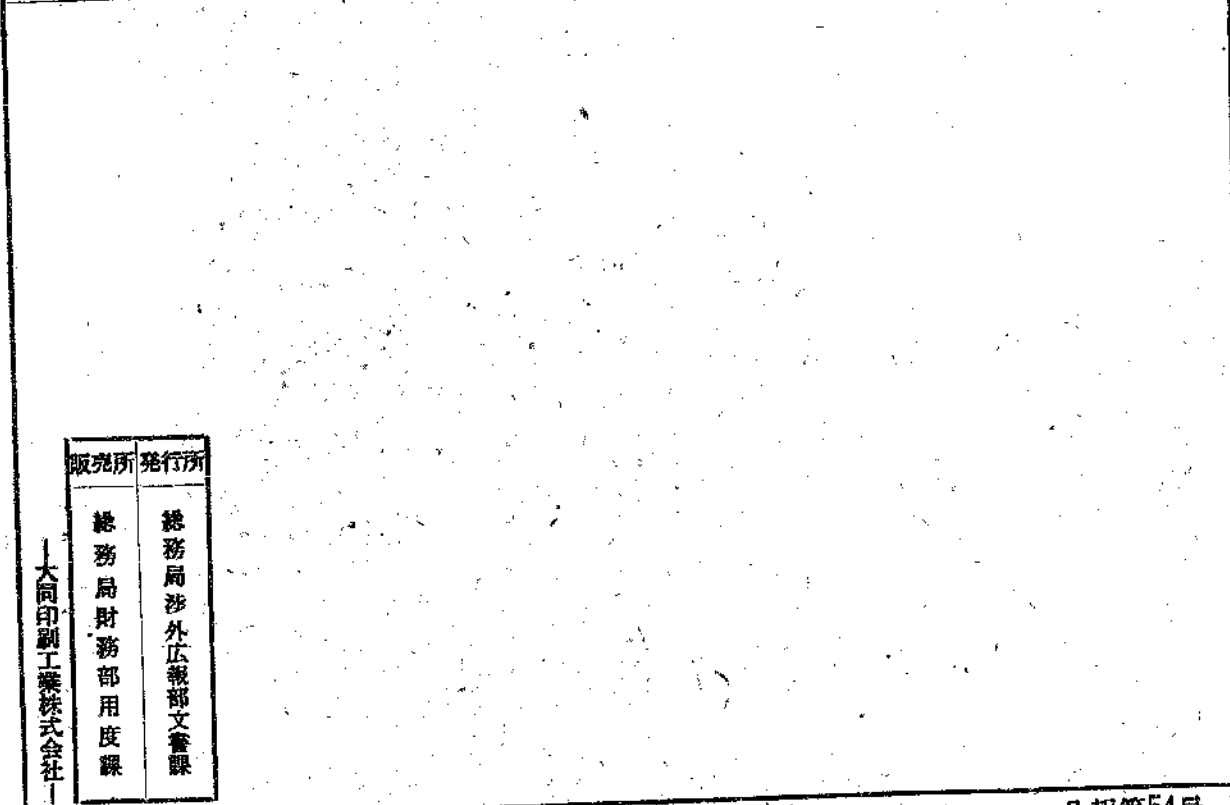
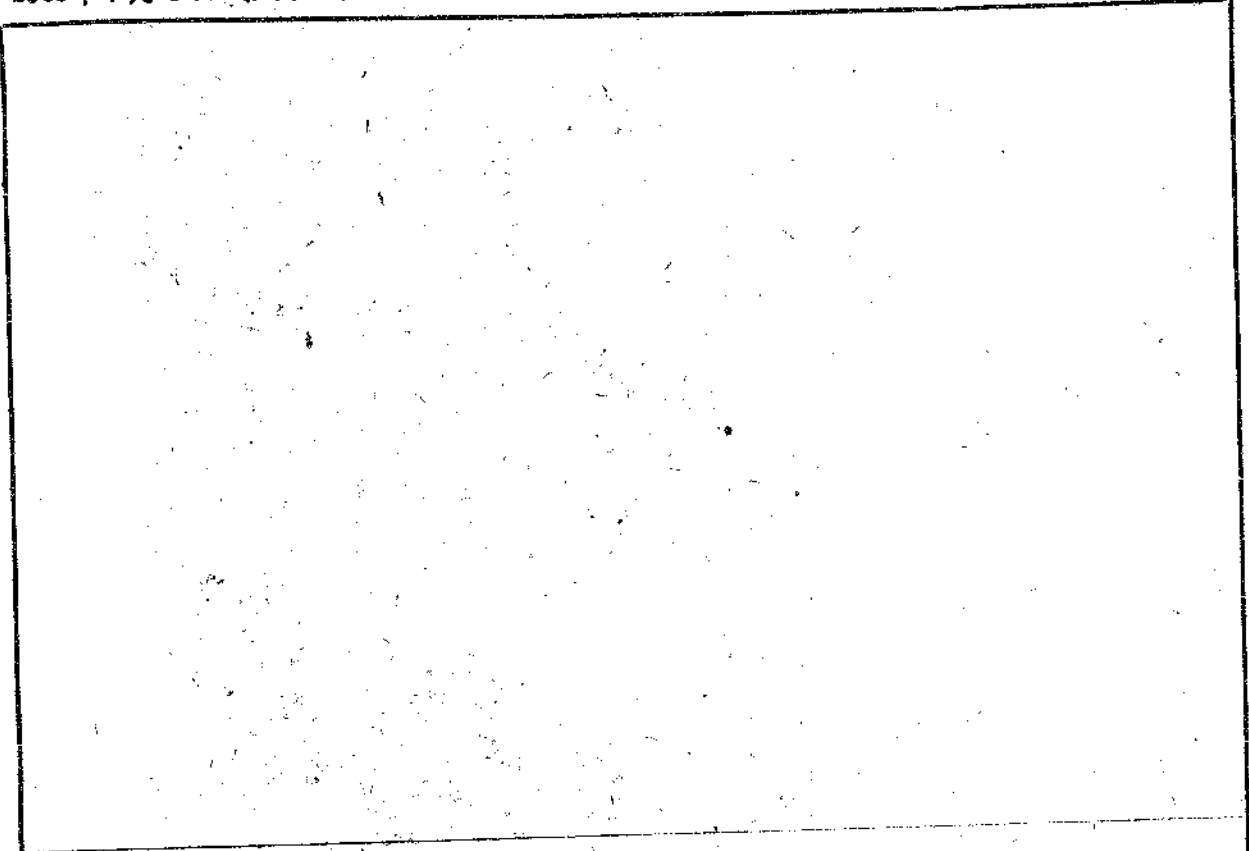


職 三級法務職	職務の概要 争訴、民事、檢察行政、刑務行政、人權擁護、登記、戸籍事務等の法務行政事務	試験区分	職 務 概 要
		二級一般事務職	比較的高度の知識に基づいて行なう書記的業務
		二級一般事務職	法律概論、憲法、行政法、民法、刑法、労働経済、経済学、財政学、経済事情、社会学、政治学等
		法律関係職	憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法
四級氣象職	物理学通論、氣象学(気候学、気象力学、高層氣象学、海上氣象学)、地球物理学(地震学、地質学、海洋学、天文学、地理学)、数学等	試験区分	科 目 分 野

- 2 受験申込方法  
この試験を受験希望する者は、申込用紙の交付を受け、必要事項を記入押印し、写真を一枚貼付して人事委員会事務局、宮古地方庁総務課、または八重山地方庁総務課のいずれかへ提出してください。
- 3 受付期間  
一九六九年七月一日(火)から七月二十一日(月)までの間、平日の午前八時三〇分から午後五時(土曜日は正午)まで受付けます。郵送による申込みは、一九六九年七月二十一日までの消印のあるものに限って受け付けます。
- 十、試験に関する問合せ等  
1 受験手続その他試験に関する問合せは人事委員会事務局へしてください。  
2 申込用紙等の請求、試験に関する問合せ等を郵便によつてする場合には三セント切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。  
3 郵便で申込書を送付する場合は受験票の該当欄に必ず所定の切手をはり、封筒に「上級試験」と朱書してください。

専門試験出題分野一覧表

四級氣象職	法 律 関 係		
	三級裁判所書記職	三級檢察補佐職	三級法制職
氣象、地震、地球電磁波など海洋等を含む地球物理学に関する観測、予報または調査、研究等の専門技術的業務	裁判所において事件の受付、訴訟書類の検閲、分配、公判口頭弁論、証拠調の立合、調書の作成、訴訟上の事項の証明、執行文の附与、記録、裁判原本の保存等の業務	事件の上訴、抗告もしくは犯罪票の作成、前科の調査、または檢察官の行なう取調の立合、調書の作成等のように公訴の維持、裁判の執行等の専門業務に附随する補助的業務	法律問題に関する意見の立案、法令等の審議、検討、またはこれ等の業務に関する調査、研究、その他法制一般に関する業務



販売所	発行所
大同印刷工業株式会社	事務局 渉外広報部 文書課
	事務局 財務部 用度課